

令和4年度 大東市教育委員会 7月 定例会 会議録

1. 開催年月日

令和4年7月27日（水） 午後1時00分～午後1時53分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- | | |
|-----------|--------|
| ・教育長 | 水野 達朗 |
| ・教育長職務代理者 | 太田 忠雄 |
| ・教育委員 | 田中 佐知子 |
| ・教育委員 | 齊藤 めぐみ |
| ・教育委員 | 中野 健一郎 |

4. 出席説明員（7名）

- | | |
|-------------------|-------|
| ・教育総務部長 | 北本 賢一 |
| ・学校教育政策部長 | 伊東 敬太 |
| ・教育総務部次長兼学校管理課長 | 芦田 雄一 |
| ・教育総務部次長兼教育総務課長 | 杉谷 明子 |
| ・学校教育政策部課長兼教育研究所長 | 浅井 裕子 |
| ・産業・文化部生涯学習課長 | 家村 幸一 |
| ・教育総務部教育総務課長補佐 | 岡田 健嗣 |

5. 傍聴者 2名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第23号
令和4年度大東市一般会計補正予算（補正第6次）【教育
関係】に係る意見聴取について
- 日 程 第 3 教委議案第24号
旧大東市立北条幼稚園の教育財産の廃止について
- 日 程 第 4 教委議案第25号
「令和4年度小学生すくすくウォッチ」の結果の公表につ
いて
- 日 程 第 5 教委議案第26号
令和5年度使用大東市立小・中学校教科用図書の採択につ
いて
- 日 程 第 6 教委議案第27号
大東市立図書館の指定管理者の指定に係る意見聴取につ
いて
- 日 程 第 7 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第24号

旧大東市立北条幼稚園の教育財産の廃止について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第2号の規定に基づき、旧大東市立北条幼稚園の教育財産を廃止することについて、次のとおり大東市教育委員会の議決を求める。

令和4年7月27日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

廃止する教育財産

名称 旧大東市立北条幼稚園

所在地 大東市北条五丁目6番52号

面積 (土地) 2,130㎡ (建物) 818.39㎡

理 由

令和4年4月1日に、大東市立認定こども園条例（令和3年条例第20号）が施行され、大東市立北条幼稚園が廃止されたことに伴い、当該条例施行日に遡って、当該幼稚園の教育財産を廃止するため。

様式第 1 号(第 6 条関係)

公有財産引継書

令和 年 月 日

引継者 学校管理課長 芦田 雄一 印

引受者 財産管理課長 西嶋 邦彦 印

大東市公有財産規則第 6 条の規定により、下記の公有財産を引き継ぎます。

記

名称	旧 北条幼稚園		
所在地	大東市北条 5 丁目 6-52 (大東市北条 5 丁目 1582-1 番地)		
面積	土地	建物	
	2,130 m ²	818.39 m ²	
引継前の所管課	学校管理課	引継前の用途	北条幼稚園
引継後の所管課	財産管理課	引継後の用途	普通財産
引継ぎの理由	令和 4 年 3 月 31 日付けで北条幼稚園の用途を廃止したため		

教委議案第25号

「令和4年度小学生すくすくウォッチ」の結果の公表について

「令和4年度小学生すくすくウォッチ」の結果の公表について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定に基づき、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和4年7月27日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

「令和4年度小学生すくすくウォッチ」の結果について、実施要領に基づき、公表内容及び方法についての方針を定めるため。

令和4年度 大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）実施要領

1 趣旨・目的

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、すくすくウォッチの実施を通して、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、問題及びアンケートの結果や分析等から、以下の取組みの充実に努める。

(1) 児童

自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。

(2) 家庭

子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。

(3) 学校

- ① 教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う。
- ② 教員が、授業等の指導改善を図る。
- ③ 教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる。
- ④ 学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実を図るための校内研修等の工夫を図る。

(4) 市町村教育委員会

- ① 各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。
- ② 市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

(5) 大阪府教育委員会

- ① 出題する問題やアンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。
- ② 今後の取組みの参考となる分析資料を各児童、各学校、各市町村教育委員会へ提供する。
- ③ 府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

2 問題及びアンケートの内容等

(1) 児童

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の全児童。

② 実施内容

ア 第5学年は、国語、算数、理科及び教科横断型問題、第6学年は、教科横断型問題とする。

- ・ 出題範囲は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）」に示された内容で、各学年とも原則として前学年までの学習内容
- ・ 教科問題については、当該学年までに定着すべき学習内容で、基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題等
- ・ 教科横断型問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等
- ・ 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式

イ 児童アンケート

児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力、好奇心等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートを実施する。

(2) 教員

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の学級担任及び当該学年に関わる教員等。

② 実施内容

教員アンケート

教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートを実施する。

3 問題及びアンケートの実施期間・場所・時間

(1) 実施期間

令和4年4月18日（月）～4月26日（火）とする。

(2) 実施場所及び時間

① 実施場所は、各学校とする。

② 問題及び児童アンケートの時間は、以下のとおりとする。

ア 国語、算数、理科は、それぞれ20分とする。

イ 教科横断型問題は、40分とする。

ウ 児童アンケートは20分程度とする。

③ 教員アンケートは、学校への配付から回収までの期間のうち任意の時間に実施する。

4 問題・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制

- (1) 問題・アンケートの作成にあたっては、府内市町村教育委員会との協議をふまえ、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、大阪府教育センター、大阪府教育庁の代表者により構成された問題及びアンケート作成のワーキングチームにより協議のうえ作成する。
- (2) 大阪府教育委員会は、問題・アンケートの実施に関わり、問題冊子等の作成・配送・回収、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行う。
- (3) 市町村教育委員会は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応する等の実施体制を整備する。
- (4) 学校は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、適切に実施する。
- (5) 結果の分析を受けて、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の代表者で、その後の必要な取組みを協議し、それぞれの立場から協力して取組みを進めていく。
※ 大阪府教育委員会は問題・アンケートの作成にあたり、業務の一部を民間機関に委託する。

5 問題及びアンケート結果の取扱い

(1) 結果分析

① 問題の結果分析

- ア 国語、算数、理科、教科横断型問題（以下、「各教科」という。）の状況（観点別正答率、通過率 等）
- イ 各教科の設問ごとの状況（正答率、解答類型別児童の割合、通過率 等）

② アンケートの結果分析

- ア 児童アンケート及び教員アンケートの回答状況
- イ 児童アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析
- ウ 教員アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析
- エ 教員アンケートの回答状況と児童アンケートの回答状況との相関関係の分析

③ その他、すくすくウォッチの目的の達成に資する分析

なお、全国学力・学習状況調査結果を同様に分析した結果の提供も行う。

(2) 提供資料

① 児童

自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人票

② 学校

- ア 当該学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ
- イ 各児童の状況を表すデータ
- ウ 各児童に関する個人票データ

エ その他、すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

③ 市町村教育委員会

ア 学校に提供したデータ

イ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況を表すデータ

ウ 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況を表すデータ

エ その他、すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

(3) 教育委員会及び学校による各教科及びアンケート結果の公表

各教科及びアンケート結果については、すくすくウォッチの目的を達成するために、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表する。

② 市町村教育委員会は、すくすくウォッチの趣旨に基づき、域内の状況にかかる結果や取組みの説明に努める。

また、自らが設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において公表することは可能とする。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、すくすくウォッチの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 学校は、保護者等に自校の結果について、すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能とする。

(4) 各教科及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項

各教科及びアンケート結果については、すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

各教科及びアンケート結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

① 公表にあたっては、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。

② 各教科及びアンケート結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、各教科及びアンケート結果の分析を踏まえた取組みや、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと。

③ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした各教科及びアンケート結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること。

なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。

④ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校が1校しかない町村にあつては、町ごと又は村ごと）の各教科及びアンケート結果については、大阪府情報公開条例

第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

6 各教科及びアンケート結果の活用

各教科及びアンケートの結果からすくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるにあたり、以下の取組みの推進に努めることとする。

- (1) 教員は、個人票等を活用し、児童一人ひとりがすくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを推進できるよう、児童、保護者等に説明し、その後の指導にいかすこと。
- (2) 学校は、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなど、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めること。
- (3) 市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めること。
- (4) 大阪府教育委員会は、すくすくウォッチの解説資料や事後の指導のための資料を提示するなど、すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みの参考にできるものを具体的に示す等、学校、市町村教育委員会の支援策を進めること。

7 留意事項

- (1) 各教科及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会及び学校においては、各教科及びアンケートの実施に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (3) 市町村教育委員会及び学校においては、提供された各教科及びアンケート結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- (4) 個人情報の保護
 - ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童・教員の個人名等を取得しない方法を用いること。
 - ② 市町村教育委員会及び学校は、実施に際して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。
- (5) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。また、アンケートについては、特

別活動（学級活動）の一部として取り扱うことができる。しかし、教科横断型問題については、その性格上特定の教科として教育課程上、位置づけることはできない。

(6) 障がいのある児童への配慮及び対応

障がいのある児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童の障がいの種類や程度に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(7) 日本語指導が必要な児童への配慮及び対応

日本語指導が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(8) その他、支援が必要な児童への配慮

支援が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。

(9) 実施マニュアルの作成・配付

具体的な実施方法等については、別途示す。

教委議案第26号

令和5年度使用大東市立小・中学校教科用図書の採択について

令和5年度使用大東市立小・中学校教科用図書の採択について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定に基づき、次のとおり教育委員会の議決を求める。

各種目について以下の教科用図書を採択する。

令和4年7月27日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

小・中学校の令和5年度使用教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第14条、同法施行令（昭和39年政令第14号）第15条第1項の規定により、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を除き、令和4年度と同一の教科用図書を採択しなければならないため。

(参考)

<資料>

☆義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

- 第十四条** 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。
- 2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

☆義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

- 第十五条** [法第十四条](#)の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、[学校教育法](#)（昭和二十二年法律第二十六号）附則[第九条](#)に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。
- 2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
 - 3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

☆学校教育法附則

- 第九条** 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、[第三十四条第一項](#)（[第四十九条](#)、[第六十二条](#)、[第七十条第一項](#)及び[第八十二条](#)において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、[第三十四条第一項](#)に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

<資料>

令和4年度使用大東市立小・中学校教科用図書一覧

(1) 小学校教科用図書 令和2年8月4日教育委員会にて採択

種 目	発行者番号	発行者略称	書 名
国 語	3 8	光村図書出版	「国語」
書 写	2	東京書籍	「新しい書写」
社 会	1 1 6	日本文教出版	「小学社会」
地 図	4 6	帝国書院	「楽しく学ぶ 小学生の地図帳」
算 数	1 7	教育出版	「小学算数」
理 科	6 1	啓林館	「わくわく理科」
生 活	2	東京書籍	「どきどくわくわく あたらしいせいかつ 上」 「あしたへジャンプ 新しい生活 下」
音 楽	2 7	教育芸術社	「小学生の音楽」
図画工作	9	開隆堂	「図画工作」
家 庭	2	東京書籍	「新しい家庭」
保 健	2 2 4	学 研	「みんなの保健」
英 語	2	東京書籍	「NEW HORIZON Elementary English Course」
道 徳	2	東京書籍	「新訂 新しい道徳」

(2) 中学校教科用図書 令和2年7月30日教育委員会にて採択

種 目	発行者番号	発行者略称	書 名
国 語	2	東京書籍	「新しい国語1・2・3」
書 写	3 8	光村図書出版	「中学書写 一・二・三年」
社会(地理)	2	東京書籍	「新しい社会 地理」
社会(歴史)	1 7	教育出版	「中学社会 歴史 未来をひらく」
社会(公民)	2	東京書籍	「新しい社会 公民」
地 図	4 6	帝国書院	「中学校社会科地図」
数 学	1 0 4	数研出版	「日々の学びに数学的な見方・考え方をはたらかせるこれからの 数学1・2・3」 「見方・考え方をはたらき、問題解決のチカラが高まるこれからの 数学1・2・3探究ノート」
理 科 (第1)(第2)	1 1	学校図書	「中学校科学1・2・3」
音 楽 (一般)(器楽)	2 7	教育芸術社	「中学生の音楽1・23上・23下」 「中学生の器楽」
美 術	3 8	光村図書出版	「美術1 美術2・3」
保健体育	2	東京書籍	「新しい保健体育」
技術・家庭 (技術)(家庭)	9	開隆堂出版	(技術分野)「テクノロジーに希望をのせて」 (家庭分野)「生活の土台 自立と共生」
英 語	1 5	三省堂	「NEW CROWN English Series 1・2・3」
道 徳	2 3 2	廣済堂あかつき	「中学生の道徳 中学生の道徳ノート」 自分をみつめる1 自分を考える2 自分をのばす3

8. 一般業務報告

1. 令和4年大東市議会 6月定例会月議会 一般質問の要旨について
2. 大東市教育委員会事務局における標準職務遂行能力を定める要綱の一部を改正する要綱について
3. 学校園における教育活動について

9. 会議録

水野教育長

それでは定刻になりましたので、令和4年度7月定例会を開始させていただきます。開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

北本部長

本日の出席は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することをご報告申し上げます。

水野教育長

報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から7月の教育委員会定例会を開催いたします。

まず傍聴にお越しの皆様令和4年7月の定例会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。先ほども大雨が降っており、なかなか外出がしにくい状況の中、いつもありがとうございます。

なお、本日は所管部署でございます生涯学習課担当職員に議案説明のため、出席いただいております。

それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、田中委員によりしくお願いいたします。

次に、順番が前後しますが、生涯学習課所管である、日程第6 教委議案第27号 大東市立図書館の指定管理者の指定に係る意見聴取について、及び、日程第2 教委議案第23号 令和4年度大東市一般会計補正予算（補正第4次）【教育関係】に係る意見聴取について、を議題とします。

なお、両案件につきましては、大東市情報公開条例第6条第4号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思います。承認の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

水野教育長

ご異議なしと認めますので、それでは本件につきましては、非公開とさせていただきます。

傍聴にお越しの皆様は、一旦退席をお願いします。

【非公開】

水野教育長

それでは、ただ今から定例会を公開とします。

次に、日程第3 教委議案第24号 旧大東市立北条幼稚園の教育財産の廃止について、提案理由の説明をお願いいたします。

芦田次長

教委議案第24号 旧大東市立北条幼稚園の教育財産の廃止について、ご説明させていただきます。

提案の趣旨につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2号の規定に基づきまして、旧大東市立北条幼稚園の教育財産を廃止することについて、大東市教育委員会の議決を求めるものでございます。

まず廃止する教育財産の概要についてご説明いたします。

名称は、旧大東市立北条幼稚園でございます。所在地につきましては、大

東市北条5丁目6番52号でございます。面積につきましては、土地2,130㎡、建物818.39㎡でございます。

続きまして、提案理由についてご説明いたします。

令和4年4月1日に、大東市立認定こども園条例が施行され、大東市立北条幼稚園が廃止されたことに伴い、当該条例施行日に遡って、当該幼稚園の教育財産の位置づけを廃止するためでございます。

次のページをお開きください。

大東市立北条幼稚園は、大東市立北条保育所と統合され、「大東市立北条子ども園」として新たな施設となったことにより、学校教育法に基づく教育施設としての役割を終えたものであり、教育財産から普通財産へと位置づけが変わり、市長部局へ所管替えを行う必要がございます。

このため、この教育財産の廃止議案についてご承認いただきましたら、速やかに所管替えの手続きとして、大東市公有財産規則第6条の規定に基づき、令和4年4月1日に遡って公有財産引継書をもとに引継ぎを行い、教育委員会から市長部局へ当該財産の所管替えを完了させるものでございます。

以上の理由によりまして、旧大東市立北条幼稚園の教育財産を廃止することについて、大東市教育委員会の議決を求めるものでございます。

何卒よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第4 教委議案第25号 「令和4年度小学生すくすくウォッチ」の結果の公表について、提案理由の説明をお願いいたします。

教委議案第25号「令和4年度小学生すくすくウォッチの結果の公表について」説明をさせていただきます。令和4年度小学生すくすくウォッチの結果の市としての公表及び学校別結果の公表につきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

2枚目、実施要領をご覧ください。本テストの大きな目的は、1趣旨・目的の1行目にありますように、『子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につける』こととなっております。

問題及びアンケート結果の取扱いに関しましては、実施要領4ページの「(4)各教科及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項」をご覧ください。

各教科及びアンケート結果については、本テストの趣旨・目的を達成するため、適正に取り扱うものとし、公表に関しては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすることとされています。

各校の平均点を学校ごとに公表する、ということになりますと、学校のランクづけがなされてしまいます。また、実施要領の「児童等への影響を十分

水野教育長

水野教育長

浅井所長

配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにする」ということを鑑みますと、結果の公表については、行わないものとさせていただくのが適切であると事務局としては考えております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

水野教育長
中野委員
浅井所長
中野委員
浅井所長
田中委員

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

公表している市町村は大阪府内にありますか。

結果の概況について公表している市町村はあります。

それは一か所だけですか。

一か所ではないと記憶しています。

4月は全国学力テストと似ている日程ですが、全国も大阪府もアンケートを取りますが、内容は似ているものでしょうか、違うものでしょうか。

浅井所長

似ている部分もありますし、違う部分もあります。すすくウオッチの方はアンケートに関して内容が多く、家庭の状況についてのアンケートもございます。

水野教育長
浅井所長

テストの日程についてはいかがですか。

日程については、すすくウオッチの方が複数日設定してあります。それは6年生が学力テストとすすくウオッチのわくわく問題について実施いたしますので、一日では終わらないと学校が判断した場合に複数日実施出来るようにしています。

田中委員
浅井所長

6年生が教科横断型のテストということですが、どのようなものですか。

例えば温暖化について考えてみようとしたときに最終的にポスターを書くということを想定して自分だったらどんな風にポスターを作りますかといったことでしたり、普段の授業で活かすことが出来るようなメッセージを含んだ問題になっております。

田中委員
浅井所長

大阪府は何を求めているのですか。

全国学力状況調査の国からのメッセージと同様、府から「子どもに付けさせたい力」や「授業改善に関すること」のメッセージというものがあります。授業改善で子どもたちに生きてはたらく知識を得ることが出来るよう、また主体的に授業に取り組むことができるように、こういう授業改善をしたらいかがでしょうかというようなことがメッセージとして込められています。

水野教育長
浅井所長

昨年度の結果公表はどのようにしたか教えてもらえますか。

市の結果概況については学校にお返しをしています。そこから先生方にしっかり分析していただいて、自校でどのように授業改善したら良いかを検討して頂いております。今年度についても昨年度と同様に考えております。

水野教育長

それでは、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第5 教委議案第26号 令和5年度使用大東市立小・中学校教科用図書の採択について、提案理由の説明をお願いいたします。

浅井所長

教委議案第26号「令和5年度使用大東市立小・中学校教科用図書」の採択について説明をさせていただきます。

令和5年度に大東市立小・中学校が使用する教科用図書を採択することにつきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

理由といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条第1項の規定によりまして、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を除き、4年間は、毎年度同一の教科用図書を採択しなければならないという規定でございます。

これにより、採択期間は小学校が令和2年度から5年度、中学校が令和3年度から6年度となります。

以上のことから、小・中学校の令和5年度使用教科用図書につきましては、小・中学校どちらも令和4年度と同一の教科用図書を採択しなければならないということになります。

資料「令和4年度使用大東市立小・中学校教科用図書一覧」にございます教科用図書の採択について、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

以上で本日の教委議案を終わります。

・・・・日程第7 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・

①令和4年大東市議会 6月定例月議会 一般質問の要旨について

⇒教育関連の質問は10議員から14項目。

②大東市教育委員会事務局における標準職務遂行能力を定める要綱の一部を改正する要綱について

⇒規則改正に伴い所要の改正を行うもの。

③学校園における教育活動について

⇒1学期が終了となったが終業式の際にも4学級が学級閉鎖という状況であった。今後国や府から新たな通知の発出があった際は速やかに各校に通知し2学期をスムーズに迎えることが出来るようになっていく。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

各教育委員から意見等について

・コロナ禍になってから出来ない理由を並べるのが得意になってきたと感じている。明るい未来のために出来る思考が大切である。

・末広公園の芝生ではピクニック出来ますと肯定的な標識があります。肯定的なことを書くことは良いことであると感じた。

・緊急時の人員配置等、ICTを活用した情報共有によってコロナ対応をすることが出来た。

・学校で育てているアサガオやトマトを見ると、学校の対応が良くわかる。

枯れている植物や育っている植物がある中、極端に言えばそれが成績に結び
ついているのではないかと思う。

以上をもちまして、7月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和4年9月30日

水野教育長

田中委員